平成２４年（フ）第１３７１４号
東京都東久留米市下里４丁目１―40―509
破産者　萩原　徳一
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２１号
東京都中野区白鷺１丁目27―８―202
破産者　市田　　隆
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４４号
東京都江東区北砂５丁目20―６―418
破産者　平内　　篤
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７６２号
東京都豊島区東池袋３丁目７―８―703
破産者　山口　京子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８１号
東京都世田谷区岡本２丁目12―３―201
破産者　西藤　悟志
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８２号
神奈川県相模原市中央区矢部３丁目25―６
破産者　櫻庭　見也
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８４号
埼玉県蓮田市東５丁目７―３
破産者　永吉　博美
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７９８号
東京都新宿区北新宿２丁目８―４―108
破産者　高橋　幸男
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８０６号
東京都日野市東平山１丁目７―13―2045
破産者　井上　忠承
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８０９号
東京都江東区亀戸９丁目６―15―302
破産者　宮村　　進
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８３４号
東京都板橋区東新町１丁目18―13―102
破産者　臼井　宗彦
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８５５号
東京都葛飾区西水元１丁目11―10―102
破産者　土屋　孝樹
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８８６号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目12―105
破産者　壷屋陶器＆グラスコーラルこと　藤井　桂子
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９６号
東京都江戸川区中葛西１丁目21―２―402
破産者　カーン　シャヒドゥルイスラム
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６７号
東京都福生市大字福生1075―21　ドエル・スペースⅠ103
破産者　伊藤　健一
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４００６号
東京都小金井市貫井南町３丁目22―10―108
破産者　今川　雄一
1　決定年月日　平成25年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１４号
栃木県下都賀郡壬生町至宝２丁目９番17号
破産者　株式会社ケイエルエスキャリアサポート
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６９号
栃木県宇都宮市下栗町852番地１　ベルゾーネ田村Ｂ103、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子783番地４
破産者　神　　和子
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６０４号
栃木県宇都宮市陽東３丁目３番８号　石井ハイツＡ203、前住所栃木県宇都宮市清原台２丁目10番９号
破産者　田邉　出穂
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1375番地14
破産者　有限会社ニッショウ物産
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６４４号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1314　藤田ハイツＢ―１号大島方、住民票上の住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原1375番地17
破産者　西村日出男
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６８号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台４丁目６番地３
破産者　有限会社フィナンシャルブレーン
1　決定年月日　平成25年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係